



# 佐賀県公報

平成20年  
3月19日  
(水曜日)  
第13032号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (二二八・長寿社会課)

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( )

○落札者等の公示 (県立病院好生館)

○普通肥料の検査結果 (園芸課)

○特殊肥料の検査結果 ( )

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課)

### 公安委員会事項

◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (規則・三)

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第百二十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	大運介護サービス	三養基郡上峰町大字堤字三本松三二六九番地	平成二〇年三月五日

## ○ 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年5月7日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成20年3月19日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日  
平成20年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人アナーナ

(2) 代表者の氏名 雪竹 重生

(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市駅前中央二丁目5番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、行政等と協働し、社会資本整備に関する事業を行い、まちづくりや経済活動の活性化などに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年5月7日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成20年3月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日  
平成20年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人スナップ・ローカーズ

(2) 代表者の氏名 横尾 正文

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市鍋島三丁目3番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会、そして高齢者・障害者等の働く環境作りに努力することによって、より豊かな社会の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり落札者等について公告します。

平成20年3月19日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館館長 河 野 仁 志

1 購入物品名及び数量

デジタルX線透視撮影装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県立病院好生館 業務課用度担当

(2) 所在地

佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年3月5日

4 契約相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

山下医科器械株式会社 佐賀支社 支社長 川内謙次

(2) 住所

佐賀県佐賀市若宮三丁目1番58号

5 契約価格

62,475,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告日

平成20年1月25日

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年3月19日

佐賀県知事 古 川 康

平成19年12月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析項目	保証票の検査	
普通肥料	日本物産株式会社	アミノキング	主成分-TN		

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定に基づき、特殊肥

料検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年3月19日

佐賀県知事 古川 康

平成19年12月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果				備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N		
たい肥	株式会社瀬戸商店	液体②さかな味553	4.15	1.91	0.33	2	水分46.0	
"	有限会社阿部商事	液体①エルヒューミック443	4.56	2.24	1.75	2	水分49.5	

注 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

- 1 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分含有量
- 2 検査結果の略号は、次のとおりである。  
ND-分析限界値未満
- 3 分析値は、原則として乾燥処理をしていない現物当たりの数値である。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月19日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
29	神埼郡吉野ヶ里町吉田字南角2684番8及び2684番9	平成20年3月10日	5.00～5.76	25.14

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

### ○ 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十九日

佐賀県公安委員会

委員長 薬師寺 宏 達

#### ◎佐賀県公安委員会規則第三号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「広島県及び沖縄県の公安委員会」を「沖縄県公安委員会」に改める。

別表第一の三の県道唐津港線の項に次のように加える。

県道鍋島停車場線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三〇八〇番から佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二二一一番四まで
県道鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町大字森田字一本椎三八一七から佐賀市鍋島町大字森田字二本椎四一五番一四まで

別表第一の三の県道北方朝日線の項に次のように加える。

市道大財町北島線	佐賀市鍋島町大字八戸字二本柳籠一三三二番一から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三一四四番一まで
市道鍋島駅南線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三〇三六番から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三〇四八番まで
市道天草江北島線	佐賀市嘉瀬町大字荻野字天草江籠三四五番四から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三〇八〇番まで
市道坂井中線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三〇二二番から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三〇一七番まで

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の

改正規定は、平成二十年三月二十一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年産月十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷